



東労発基 0604 第 1 号  
令和 8 年 6 月 4 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 東京都支部会長 殿

東京労働局長



熱中症予防対策の徹底について（要請）

日頃から安全衛生行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年の東京労働局管内の熱中症による休業 4 日以上之死傷者数は 169 人と、前年と比べて大幅に増加し、平成 10 年の集計開始以降で、最も多くなりました。

死傷者数を業種別にみると、建設業が 39 人と最も多く、警備業が 37 人、小売業が 18 人、陸上貨物運送事業が 13 人と続いており、その多くは屋外での作業中に発生しています。また、熱中症は 5 月から発生しており、今後、暑さ指数が急激に上昇するなど、熱中症が多く発生する時季となるので、各事業場における熱中症予防対策の取組の徹底が求められます。

つきましては、令和 8 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施要綱に基づき、より一層の熱中症予防対策の徹底を図るとともに、下記の事項について重点的に取り組むよう要請いたします。

記

- 1 湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること
- 2 熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと
- 3 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと